

第2節 悪臭防止法に係る規制状況

本県では、平成4年4月に悪臭防止法に基づく規制地域の指定を従来の3市2町から9市2町に拡大するとともに、悪臭物質を7物質追加指定し従来の5物質から12物質とし、平成5年4月より施行した。平成7年4月の悪臭防止法の改正により、官能試験法である嗅覚測定法が法の測定法として採用されたことから、平成15年3月に規制地域の一部拡大と嗅覚測定法による規制手法の導入を告示し、同年10月1日から施行している。

なお、政令市である仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域全域を規制区域とし、悪臭物質を22物質定め規制指導を行っている。

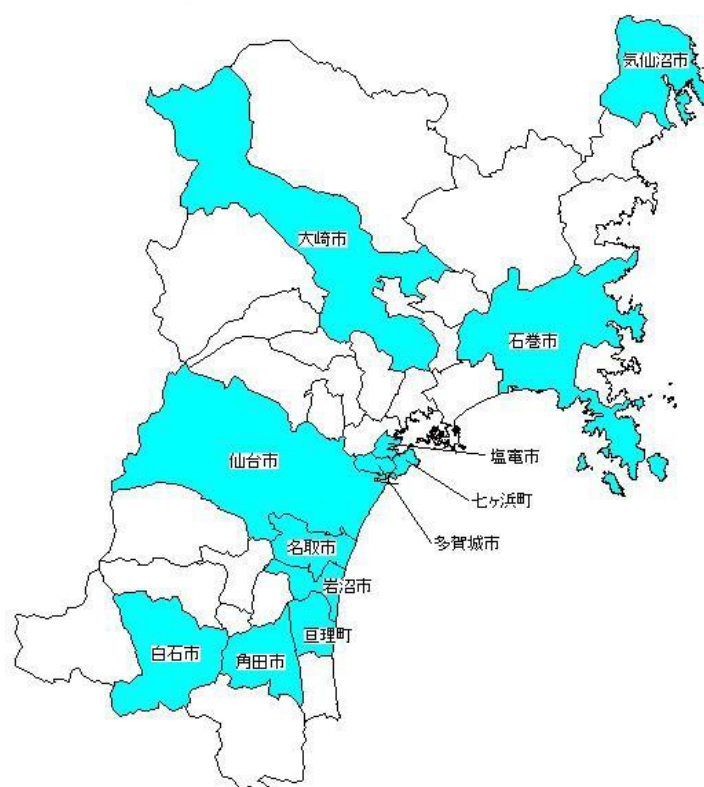
過去5年間の悪臭防止法に基づく行政指導の状況を表2 - 1に示す。

平成19年3月末現在の悪臭防止法に基づく規制地域所在市町を図2 - 1に示す。また、宮城県における法律、条例、要綱に基づく規制状況を表2 - 2に示す。(悪臭防止法に基づく規制地域の詳細は参考資料を参照のこと。)

表2 - 1 悪臭防止法に基づく行政指導の状況

区 分	立入件数	測定件数	行政指導	改善勧告	処 分	措置の合計
平成14年度	188	4	200	0	0	200
平成15年度	52	1	72	0	0	72
平成16年度	195	9	48	0	0	48
平成17年度	157	2	61	0	0	61
平成18年度	46	0	35	0	0	35

図2 - 1 悪臭防止法に基づく規制地域所在市町



悪臭防止法に基づく規制地域内に立地している悪臭排出事業場に対しては、各市町が悪臭の規制と指導を行っている。

表2-2 宮城県における法律・条例・県悪臭公害防止対策要綱に基づく規制状況

	悪臭防止法	県公害防止条例	県悪臭公害防止対策要綱	仙台市悪臭対策指導要綱
適用地域	仙台市等10市2町の「規制地域」	県内全域 (法の規制地域を除く)	県内全域	仙台市内全域
規制対象の事業場	「規制地域」内の全事業場	(1)魚腸骨処理場等 (2)有機質肥料製造施設	農業、建設業、製造業、 卸売小売業、サービス業、 電気・ガス・水道事業	全業種
規制指導の主体	規制地域管轄市町	県保健所(仙台市を除く県内) 仙台市(仙台市内)	規制地域管轄市町 県保健所・支所	仙台市
規制基準	臭気指数 ¹ 敷地境界 気体排出口 排水	臭気指数 敷地境界 気体排出口 排水	臭気強度 敷地境界	臭気濃度 敷地境界 排出口
測定法	・嗅覚測定法 ¹ (三点比較式臭袋法)	・嗅覚測定法 (三点比較式臭袋法)	・嗅覚測定法 (三点比較式臭気採点法)	・嗅覚測定法 (三点比較式臭袋法)
届出制	なし	あり	なし	なし
改善命令等	改善勧告・命令	計画変更命令等 改善勧告・命令	改善勧告	勧告等なし
改正内容 施行	一部拡大・臭気指数 H15.10.1	規制基準・測定方法 H16.4.1	- -	- -

* 仙台市は、物質濃度規制(22物質)を実施している。